

契約情報 令和7年度

発注機関	各務原高等学校
工事名	非常用自家発電設備修繕工事
施工場所	岐阜県各務原市蘇原新生町2-63 岐阜県立各務原高等学校 地内
工期	令和7年6月30日～令和7年10月31日
工事概要	校内設置の非常用自家発電設備修繕
契約金額	696,850円
適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
受注者	岐阜県羽島郡岐南町伏屋5-155 岐阜サービス(有)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>校内設置の非常用自家発電設備修繕。 災害時に支障があるため、早急に対応する必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>当該機器の修理はメーカー指定の修理工場でしか対応できない。 岐阜サービス（有）は県内唯一の指定工場である。 県各機関においても、当該メーカー機器修繕の施工実績があり、適切に履行されている。</p> <p>R 5 森林文化アカデミー 可児工業高等学校</p> <p>R 4 岐阜総合学園高等学校</p> <p>R 3 岐阜北高等学校 長良高等学校</p> <p>以上の事から上記業者を契約の相手方とする。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。